健保のうごき

おしらせ

令和２年６月分　　静岡県自動車整備健康保険組合

◎ 算定基礎届の提出期限は７月１０日です。

算定基礎届は毎年７月１日現在の全被保険者について４月・５月・６月に支払った報酬と支払基礎日数を記入して毎年７月１０日までに提出していただく届出です。算定基礎届で決定した標準報酬月額は、９月からの保険料の額や保険給付の計算の基礎となります。

算定基礎届記入例

月	支払基礎日数	基本給	家族手当	通勤手当	残業手当	合計	総計
4 月	31 日	242,000 円	0 円	10,000 円	12,000 円	264,000 円	
5 月	10 日	110,000 円	0 円	10,000 円	0 円	120,000 円	
6 月	31 日	242,000 円	0 円	10,000 円	5,000 円	257,000 円	641,000 円

17日未満

264,000＋257,000＝521,000

ア 1	イ 健保　太郎	ウ 5 33 12 15	エ 1	オ 健 240 千円	カ 厚 240 千円	キ ２６年９月１日
ク 4 月 31 日	ケ 264,000 円	コ 0 円	サ 264,000 円	シ 521,000 円	ス 27 年 9 月	ツ 円
ク 5 月 10 日	ケ 120,000 円	コ 0 円	サ 120,000 円	セ 260,500 円	ソ 円	円
ク 6 月 31 日	ケ 257,000 円	コ 0 円	サ 257,000 円	タ 健 千円	チ 厚 千円	欠勤による賃金カット 5月132,000円

（264,000＋257,000）÷２＝260,500

備考欄に理由を記入

支払基礎日数１７日未満の月は除外

支払基礎日数とは、報酬を計算する基礎となる日数をいいます。対象となる３ヵ月間はいずれも支払基礎日数が１７日以上あることが必要とされています。１７日未満の月がある場合は報酬月額の算定の対象から除外して平均額を出します。

＊日給制の場合

報酬の支払いが日給制の場合は、出勤（稼動）日数が支払基礎日数となります。有給休暇を取得した場合はその日数を含めます。

＊月給制の場合

報酬の支払いが月給制の場合は、休日や有給休暇も支払基礎日数に含まれるため出勤日数に関係なく支払対象期間の暦日数が支払基礎日数となります。
月給制で欠勤日数に応じ、給与が差引かれる場合は就業規則・給与規定等に基づき事業所が定めた日数から欠勤日数を差引いた日数となります。

◎ 昇給・降給などにより給料が大幅に変わったときは月額変更届の提出をお願いします。

月額変更届は次のすべての条件に当てはまった場合に該当します。１つでも欠ければ届出の必要はありません。

条件１	昇給・降給などで固定的賃金に変動または賃金（給与）体系の変更がある
条件２	変動した月から3ヵ月間の平均額に該当する標準報酬月額と現在の標準報酬月額に2等級以上の差がある
条件３	３ヵ月とも支払基礎日数が１７日以上ある

＊ 固定的賃金の変動と月額変更届　　↑上がった　↓下がった

報酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
３ヵ月の平均額		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更届の提出の有無		該当	該当	不該当	該当	該当	不該当

固定的賃金
支給額・支給率が決まっているもの
基本給（月給、週給、日給）、家族手当、通勤手当、住宅手当、役付手当など

非固定的賃金
稼動実績などによって支給されるもの
残業手当、能率手当、日直手当、皆勤手当など

※ 算定基礎届・月額変更届の記入方法等については６月４日付文書で送付しました「令和２年度版 社会保険の事務手続」を参考にして下さい。

○ コロナウイルス感染症　感染から身を守り、第２波に備えて「新しい生活様式」を

感染防止の３つの基本　　①　身体的距離の確保　　②　マスクの着用　　③　手洗い

＊ 人との間隔はできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
＊ 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
＊ 会話をする際は可能な限り真正面を避ける。
＊ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは症状がなくてもマスクを着用する。
＊ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替えるシャワーを浴びる。
＊ 手洗いは３０秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理を厳重にする。